



夜間中学設置応援資料

夜中を全国に！

夜間中学は、学びを希望する多様な生徒が、共に学ぶことができる場です。文部科学省は一人でも多くの方が学べるよう、夜間中学の設置に向けて地方公共団体を応援しています。



イラスト提供：札幌市教育委員会



文部科学省

本プロジェクトは、地方公共団体や夜間中学・自主夜間中学関係者、夜間中学在校生・卒業生、支援者等の理解・協力の下で、文部科学省が企画・作成していくものです。

夜間中学で学んでよかった

全国初の県立夜間中学
徳島県知事 飯泉嘉門

年齢や国籍を問わず、
学び直しを強く希望する方
の夢や目標の実現を支援する、
全国初の県立夜間中学
「徳島県立しらすぎ中学校」
が、令和3年4月に開校し
ました。



「徳島ならではの」学びを随所に取
り入れ、一人ひとりに寄り添った教育活動
を行っています。今後とも、「誰一人
取り残さない学び」の実現に
取り組んで参ります。

夜間中学卒業生・Kさん

夜間中学とは「誰もがもう
一度中学生になれる」場所。
国籍や年齢関係なくみんなが同
じ立場で勉強ができます。



私は夜間中学に入学してから
世界が変わりました。明るく、積
極的な性格になりました。

友達も増え、勉強も楽しくなり3年生で生徒
会長にもなりました。是非、夜間中学で
学校生活を送ってほしいです。

ここで

自分は変わった

夜間中学在校生・Kさん



私は、10カ月前に日本に
来ました。区役所に父と相談
に行き、夜間中学を紹介され
ました。家の近くにあつてよかつ
たです。

毎日学校に早く行って、数学、
英語、日本語と漢字の勉強を
がんばりました。

高校に受かることができました。みんなと
勉強したり遊んだりして楽しかったです。

将来はプログラマーになりたい
です。

特定非営利法人青少年
自立援助センター定住外国人
支援事業部

責任者 田中宝紀

誰一人取り残さない
学びの場。

その最前線である
夜間中学が、ひとりでも
多くの人の未来を照らしますように。



夜間中学在校生・Nさん



中学時代には全く分から
なかった数学の問題を一つ
一つ解くことができるようになり
「勉強が楽しい」「やればでき
る」という自信がついています。

それは私だけの努力ではなく
先生が分かるまで何回も何回

も教えてくれるからということ、仲間の「がんばり」
に励まされるからです。

いろいろな世代の人達と過ごす時間
はとても楽しいです。

いろいろなひとに会えて楽しい
自分のままでいいんだと思えた

母校だと誇れるような学校を創りたい

夜間中学卒業生・浦川さん
夜間中学校と教育を語る会・会長



「すべての人に学ぶ喜びを」
5歳の時九州の飯場に置いて行かれ、静岡、川崎を渡り歩き、12歳から福島、北海道の現場で働きました。

新聞で夜間中学を知り、やっと17歳にして中学生になることができました。定時制高校に入り、24歳で会社員となり、給料も倍になり将来が明るくなりました。一戸建てを買うこともできました。

現在は3人の孫と楽しく暮らしています。

全国初の単独校長を設置

札幌市教育委員会
教育長 檜田 英樹



開校に向け、有識者や自主夜間中学の関係者など、市民の意見を広く取り入れてきました。

主役となる生徒一人一人の「学びたい」を受け止め、自分の母校だと誇れるような、市民総ぐるみでつくり育てていく学校を目指します。

学びたいという気持ちに応えたい

八王子市立第五中学校
夜間学級 教諭 内山彩圭

年齢や国籍もさまざまな中で、お互いを尊重し、楽しく学んでいます。

生徒から学ぶことも多いです。

生徒の学習意欲は高く、それに応えられるようがんばっています。



江戸川区立小松川第二中学校
統括校長 横澤広美

人生百年時代、人生において「学ぶこと」に遅いことはありません。一人一人の「学びたい」という気持ちに応えることができる場所が「夜間中学校」です。わからないことやできないことは恥ずかしいことではありません。



授業を通して、仲間と共に学び「わかった」という喜びと、仲間と共に築き「できた」という喜びを通して中学校の良き思い出を作ってみませんか。

あなたの踏み出す一歩が、さらに豊かな人生へとつながっていきます。

勉強する場があって嬉しい

◆ 夜間中学とは

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。



◆ 教育機会確保法の成立

平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました。本法律により、地方公共団体は、夜間中学における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとするされました。

◆ SDGs

また、SDGsの観点からも、2030年の目標に向け、国内の外国人が国民と同様の教育を受けられるよう、夜間中学への積極的な受入れが期待されています。加えて、増加する不登校児童生徒やその経験者にとっても、夜間中学は将来の進学等に向けた希望となっています。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。（外務省HPより）

この資料では、各地方公共団体における夜間中学の設置に向けた検討が進むよう、また、既に設置されている地方公共団体においては、夜間中学での一層の希望者の受入れや教育活動の充実等が図られるよう、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介しています。

いまこそ「夜中を全国に！」を合言葉に、夜間中学の設置・充実を促進し、学びたい一人ひとりを応援しましょう。

● 就学の機会の提供は、自治体の責務です

教育機会確保法では、以下のように規定されています。

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月14日公布)

(地方公共団体の責務)

第五条 **地方公共団体は**、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する **責務を有する**。

(就学の機会の提供等)

第十四条 **地方公共団体は**、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする**。

● 夜間中学の全国設置は、日本国政府の方針です



「夜間中学の教育活動を支援するとともに、**今後5年間ですべての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される**、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。」

(菅前総理大臣答弁 令和3年1月25日衆議院予算委員会)

各種閣議決定文書においても設置促進がうたわれています。

- 「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」
(第3期教育振興基本計画 平成30年6月15日閣議決定)
- 「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、(中略)全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する」
(子供の貧困対策に関する大綱 令和元年11月29日閣議決定)
- 「多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置(中略)を推進する。」
(経済財政運営と改革の基本方針2021 令和3年6月18日閣議決定)

夜間中学の設置等状況

ここでは、全国設置に向けて、夜間中学の設置状況や検討状況、既設の夜間中学の一覧を紹介しています。

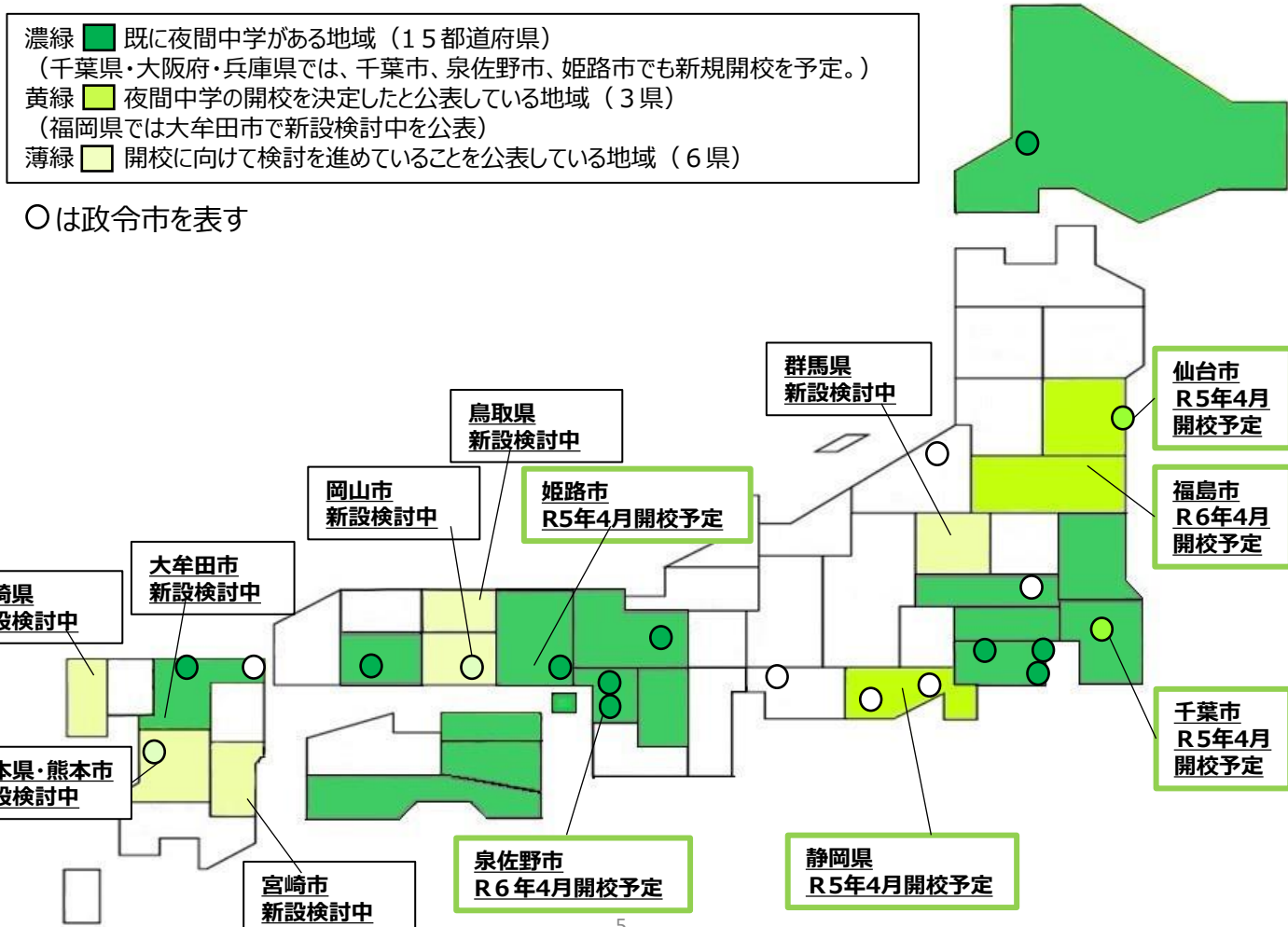
文部科学省では、各都道府県・指定都市に少なくとも1校の設置を推進しています。入学を希望する方が実際に通学可能な範囲で少しでも多く設置されることが重要です。

都道府県において、協議会等を設けて、域内を総合的にコーディネートされることが期待されています（市域や県域を超えた調整を含む）。

● 夜間中学の設置・検討状況（令和4年4月時点）

令和4年4月に、札幌市、相模原市、三豊市、福岡市に4校が新設され、設置数は**15都道府県40校**となりました。

令和5年度には、仙台市、千葉市、静岡県、姫路市、令和6年度には福島市、泉佐野市が設置予定であり、群馬県、鳥取県、岡山市、大牟田市、長崎県、熊本県・熊本市、宮崎市でも設置に向け検討中です。このほかの自治体からも随時ご相談を受けています。



● 夜間中学一覧（令和4年4月時点）15都道府県34市区40校

| 都道府県 | 設置主体 | 学校名 |
|------|-------------|------------------------------------|
| 北海道 | 札幌市 | 星友館（せいゆうかん）中学校 【令和4年4月開校】 |
| 茨城県 | 常総市 | 水海道（みつかいどう）中学校 |
| 埼玉県 | 川口市 | 芝西（しばにし）中学校陽春（ようしゅん）分校 |
| 千葉県 | 市川市 | 大洲（おおす）中学校 |
| | 松戸市 | 第一（だいいち）中学校みらい分校 |
| 東京都 | 足立区 | 第四（だいよん）中学校 |
| | 荒川区 | 第九（だいきゅう）中学校 |
| | 江戸川区 | 小松川（こまつがわ）第二中学校 |
| | 大田区 | 糎谷（こうじや）中学校 |
| | 葛飾区 | 双葉（ふたば）中学校 |
| | 墨田区 | 文花（ぶんか）中学校 |
| | 世田谷区 | 三宿（みしゅく）中学校 |
| | 八王子市 | 第五（だいご）中学校 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 西中原（にしなかはら）中学校 |
| | 横浜市 | 蒔田（まいた）中学校 |
| | 相模原市 | 大野南（おおのみなみ）中学校分校 【令和4年4月開校】 |
| 京都府 | 京都市 | 洛友（らくゆう）中学校 |
| 大阪府 | 大阪市 | 天王寺（てんのうじ）中学校 |
| | | 天満（てんま）中学校 |
| | | 文（ふみ）の里（さと）中学校 |
| | | 東生野（ひがしいくの）中学校 |
| | 岸和田市 | 岸城（きしぎ）中学校 |
| | 堺市 | 殿馬場（とのばば）中学校 |
| | 豊中市 | 第四（だいよん）中学校 |
| | 東大阪市 | 布施（ふせ）中学校 |
| | | 意岐部（おきべ）中学校 |
| | 守口市 | さつき学園 |
| 八尾市 | 八尾（やお）中学校 | |
| 奈良県 | 橿原市 | 畝傍（うねび）中学校 |
| | 天理市 | 北（きた）中学校 |
| | 奈良市 | 春日（かすが）中学校 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 成良（せいりょう）中学校琴城（きんじょう）分校 |
| | 神戸市 | 丸山（まるやま）中学校西野（にしの）分校 |
| | | 兵庫（ひょうご）中学校北分校 |
| 広島県 | 広島市 | 観音（かんおん）中学校 |
| | | 二葉（ふたば）中学校 |
| 徳島県 | 徳島県 | しらすぎ中学校 |
| 香川県 | 三豊市 | 高瀬（たかせ）中学校 【令和4年4月開校】 |
| 高知県 | 高知県 | 高知国際（こうちこくさい）中学校 |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡きぼう中学校 【令和4年4月開校】 |



● 夜間中学は一般的な中学校と違うの？

「夜間中学」はいわゆる通称であり、法令上定められた名称ではありません。学校教育法第1条で規定される**一般的な中学校と夜間中学は区別されていません。**

また、教育機会確保法第14条の「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」が、すなわち夜間中学のことです。

現存の公立夜間中学（※）は、以下の扱いとなります。

- 授業料は無償
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

（※）制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得ますが、実際の夜間中学は全て公立です。

● どのような人が学んでいるの？

夜間中学では、様々な理由から義務教育を修了できなかった方、本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の方など、多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでいます。

- 戦後の混乱期に学校に通えなかった方
- 外国にルーツのある方
- 不登校などで中学校に十分通えないまま卒業した方
- 所属する中学校に通えなくなった学齢生徒（所属は原籍校）など



● 不登校経験者も夜間中学で学べるの？

◆ 入学希望既卒者（不登校経験者など）

夜間中学では、不登校などで実質的に十分な教育を受けられないまま卒業し、再び学び直すことを希望する方の入学も認めています。

（平成27年7月通知「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」参照）

◆ 不登校となっている学齢生徒

- 現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に支援を行うことが可能です。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合があります。

（令和元年10月通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照）

- 上記のほか、不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、不登校特例校の申請が必要です。その際には、学校見学を実施するなどして、夜間中学に対する保護者や本人の理解を十分に得るなどの配慮が必要です。

（「夜間中学の設置・充実に向けて（手引き（第2次改訂版）」）P.25～26参照）

京都市の不登校生徒支援（京都市教育委員会）

京都市では、不登校特例校「洛風中学校」「洛友中学校」を設置し、学齢期の不登校生徒の受け入れを行っています。

生徒の募集にあたっては、教育委員会が設ける「不登校相談支援センター」が窓口となり、学校と連携しながら適切な支援に繋がっています。

また、夜間中学を併設する洛友中学校では、不登校特例校に在籍する昼間部の生徒と夜間中学に在籍する夜間部の生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合うことで、学習意欲の向上や人を大切に思う気持ちが育つといった教育効果を上げています。

設置事例の紹介

ここでは、教育機会確保法施行後に設置された学校等から4校を紹介しています。教育課程や指導上の工夫等、設置検討の参考としてください。

徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）

【単独校】

開校日 令和3年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 34名

| | | | | | | |
|-----|-----------|----------------|--------|----------------|-----------|--|
| 年齢層 | 16～19歳：7人 | | 20代：3人 | | 30代：6人 | |
| | 40代：3人 | | 50代：3人 | | 60歳以上：12人 | |
| 男女比 | 男性 | 16人 (47.1%) | 女性 | 18人 (52.9%) | | |
| 居住地 | 徳島市 | 15人 (44.1%) | 他市・他県 | 19人 (55.9%) | | |
| 国籍 | 日本国籍 | 23人 (67.6%) | 外国籍 | 11人 (32.4%) | | |



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①学齢年齢をこえている人 ②小中学校を卒業していない人、または、義務教育の学び直しを希望する人
③原則として徳島県に住んでいるか、徳島県で働いている人（国籍は問いません）

一人でも多くの「学び」の実現に向け、広報・周知活動を重視し、各団体（各地区の民生委員定例会、県労働者福祉協議会、県老人クラブ連合会、県人権教育研究協議会等）を訪問し説明

教育課程・指導上の工夫

- ・県が主体となり設置した、**全国初となる県立夜間中学校（単独校）**
- ・個々のニーズや学力に応じた指導（少人数指導・個別指導・補充学習）
- ・日本語指導を充実した「ベーシックコース」の創設
- ・あわ文化・伝統を体系的に学習（美術・技術「遊山箱づくり」「藍染め」、学校行事「歩き遍路」等）

設置費・運営費

令和2年度建設費・新設準備費（決算額）：203,387,000円（うち学校施設環境改善交付金：32,155,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,266,000円（うち補助額：422,000円）
令和3年度運営費（当初予算）：6,868,000円、教育支援体制整備事業費補助金（予算額）：2,499,000円（うち補助予算額：833,000円）

松戸市立第一中学校（千葉県）

【分校】

開校日 平成31年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 22名

| | | | | | | |
|-----|------------|----------------|--------|----------------|----------|--|
| 年齢層 | 16～19歳：13人 | | 20代：2人 | | 30代：0人 | |
| | 40代：1人 | | 50代：3人 | | 60歳以上：3人 | |
| 男女比 | 男性 | 7人 (31.8%) | 女性 | 15人 (68.2%) | | |
| 居住地 | 松戸市 | 19人 (86.4%) | 他市・他県 | 3人 (13.6%) | | |
| 国籍 | 日本国籍 | 13人 (59.1%) | 外国籍 | 9人 (40.9%) | | |



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①義務教育の年齢（満15歳）を超えた方 ②原則として松戸市内に住民票がある方（市外（千葉県内）の方は要相談） ③中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する方 ④みらい分校の生活に支障のない方

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

| | | |
|---------|------|---|
| コース分けの例 | Bコース | 中学1年生程度の内容を学びます。必要に応じて小学校の内容も学びます。 |
| | Mコース | 中学2年生程度の内容を学びます。中学1年の復習をしながら、中学2年の内容を学びます。 |
| | Cコース | 中学3年生程度の内容を学びます。中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学びます。 |
| | Sコース | 授業で使う日本語に不安がある方が対象です。国語、理科、社会の代わりに日本語指導を受けます。日本語が分かるようになったら1～3のコースにうつります。 |

※コース名（B：ベーシック M：ミドル C：チャレンジ S：スタート）

設置費・運営費

平成30年度建設費・新設準備費：58,386,000円
令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役員費等））：3,502,000円（うち教育支援体制整備事業費補助金：960,000円）
松戸市の実費負担額：約2,542,000円/年

常総市立水海道中学校（茨城県）【夜間学級として設置】

開校日 令和2年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 28名

| | | | | | | |
|-----|------------|----------------|--------|----------------|----------|--|
| 年齢層 | 16～19歳：14人 | | 20代：3人 | | 30代：3人 | |
| | 40代：4人 | | 50代：3人 | | 60歳以上：1人 | |
| 男女比 | 男性 | 13人 (46.4%) | 女性 | 15人 (53.6%) | | |
| 居住地 | 常総市 | 12人 (42.9%) | 他市・他県 | 16人 (57.1%) | | |
| 国籍 | 日本国籍 | 7人 (25.0%) | 外国籍 | 21人 (75.0%) | | |



入学要件 原則として茨城県内に住民票があり（県外からの在勤者は要相談）、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

| | | |
|---------|------|---|
| コース分けの例 | Aコース | 日本語の基礎を身につけることを中心としたコース（3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする） |
| | Bコース | 日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース |
| | Cコース | 念入りな復習等、個別の対応を重点的に行うコース |
| | Dコース | 中学校の教科の内容を学習するコース |
| | Eコース | 3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース |

設置費・運営費

令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役員費等））：3,726,000円（うち教育支援体制事業費補助金：1,226,000円
応分負担による他市負担額：約1,322,000円（概算額））常総市の実質負担額：約1,178,000円/年

京都市立洛友中学校（京都府）【夜間学級として設置】 （不登校特例校併設）

開校日 平成19年4月1日（旧部文中学校を引継ぎ、新たに開校）

(令和3年5月時点)

生徒数 27名

| | | | | | | |
|-----|-----------|----------------|--------|----------------|-----------|--|
| 年齢層 | 16～19歳：5人 | | 20代：3人 | | 30代：0人 | |
| | 40代：3人 | | 50代：4人 | | 60歳以上：12人 | |
| 男女比 | 男性 | 8人 (29.6%) | 女性 | 19人 (70.4%) | | |
| 居住地 | 京都市 | 25人 (92.6%) | 他市 | 2人 (7.4%) | | |
| 国籍 | 日本国籍 | 8人 (29.6%) | 外国籍 | 19人 (70.4%) | | |



入学要件 次のすべてにあてはまる人

①16歳以上の人 ②中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
③京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人 ④3年間学校に通える人

教育課程・指導上の工夫

- ・昼間部は不登校特例校に指定されており、夜間部生徒との交流学習の時間を設定
- ・火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせたクラス編成 等

国による支援策

ここでは、夜間中学の設置促進や指導体制の充実等に活用いただける国の支援策について紹介しています。

● 夜間中学の教育活動を支援しています

◆ 教職員の人件費の取扱い

夜間中学を市町村が設置した場合には、通常の中学校と同様に、義務標準法に基づき学級編制及び教職員定数の算定が行われることとなります。

また、平成29年3月に、義務教育費国庫負担法が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与費等に要する経費が国庫負担の対象に加えられました。

(「夜間中学の設置・充実に向けて(手引き(第2次改訂版))」P.36～38参照)

◆ 施設整備費の取扱い

設置者が都道府県であるか市区町村であるかを問わず、通常の中学校と同様に、一定の条件を満たす場合には、新築・増築に要する経費の一部が国庫負担の対象となるほか、教育センターや高校の施設等の一部を夜間中学の用に供するために改修する際の経費の一部も国庫補助の対象となります。

● 国による様々な支援があります

設置促進

支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。令和2年度からは新たに、不登校経験者への支援、他市町村の夜間中学・域内の昼間の中学校・定時制高校等の学校間連携に対する取組を支援する。

指導体制の充実

支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。
夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。
日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒教員に加えて専門人材の配置を促進し、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配定数を優先的に措置する。

詳細は次ページへ

連携強化

支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導ができる専門家などの外部人材を活用できるよう支援する。
地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助)

支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。(1/3補助)

ICT

支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。(1/3補助)

夜間中学から寄せられる声

- 日本語学習を主目的とする夜間中学の入学希望者もあり、学校の体制と入学希望者のニーズに乖離がある。
- 日本語指導ができる日本語教師が配置されているケースが少なく、現場の教員の負担が大きい。



文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」 (都道府県・政令指定都市向け補助金)

都道府県・政令指定都市を対象とする文化庁の補助事業を通じて、地域の日本語教育人材を活用した**初期レベルの日本語教育に関する支援を受けることができます。**

【補助対象となる経費】

○日本語教師の派遣旅費・謝金や日本語教育の実施に必要な経費 等

(初期) 日本語教室

生活に必要な**初期レベルの日本語指導が必要な夜間中学入学希望者も参加**



修了

夜間中学

在籍生徒

日本語教室で学んだ後、入学



before

日本語指導が必要な者

夜間中学

- ・学校生活に順応するのに時間がかかる。
- ・先生の日本語指導の負担が大きい。

after

日本語指導が必要な者

(地域の)
日本語教室

夜間中学

- ・学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- ・先生の日本語指導の負担を軽減できる。



夜間中学にとってのメリット

- 入学希望者が入学前に初期レベルの日本語指導を受けることによって、入学後の学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- 教員の日本語指導にかかる負担を軽減できる。
- 潜在的な入学希望者の掘り起こしにつながる。

● ニーズは必ずあります！

令和2年国勢調査によると、

未就学者（※1）は約9万人、

最終卒業学校が小学校の者（※2）は約80万人

います。

（※1）小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

（※2）小学校のみ卒業した人又は中学校を中退した人

中学校を卒業していても、不登校などにより十分に学べなかった方も入学できるため、**さらに多くのニーズがある**と考えられます。

「支援すべき人々が必ずいる」という前提で、広報に力を入れつつ掘り起こしていくことが重要です。

● 夜間中学のニーズの把握について

自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は、**都道府県や複数の市町村で共同して調査することも可能**です。この際、教育機会確保法第15条に基づく協議会等を活用して、関係者が実施に向けて検討することも考えられます。

文部科学省においては、民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託しました。当該調査結果は、「**夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン**」として、Webページで公表しています。

長崎県教育委員会の取組

本県で実施したニーズ調査の主な概要は以下のとおりです。

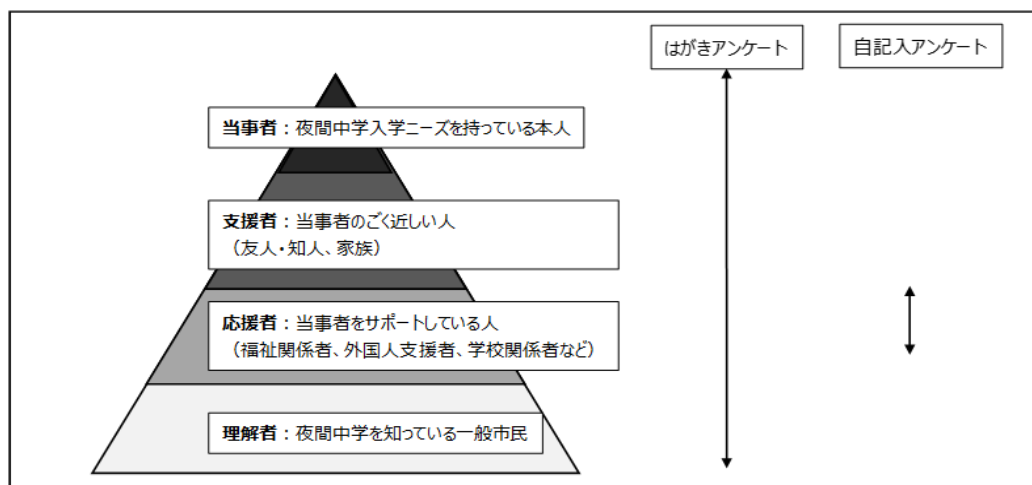
1. 新聞（Web調査用QRコード掲載）やHP、ラジオ等での周知
2. 県内130ヶ所の図書館や公民館等にアンケートを設置
3. 外国人支援団体や引きこもり支援団体など25団体に調査への協力を依頼

発信力の高い応援者や関係団体の協力を得たことで、**夜間中学に興味・関心の高い方や当事者にチラシが届く機会が増加しました**。このネットワークは夜間中学理解拡大のためのシンポジウム開催情報等の周知や生徒募集にも、活用できると考えています。



潜在的入学希望者（当事者）のみならず、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者（応援者）などに効果的にアンケートすることが重要です。

例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる「支援者」や「応援者」等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられます。

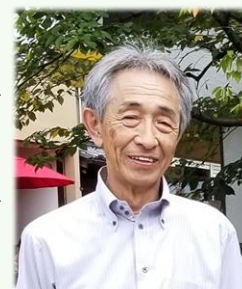


「未就学者数だけではなく要因も把握して、対策を考えてほしい」

札幌遠友塾（自主夜間中学）工藤慶一 氏

自治体で夜間中学のニーズを把握するために、アンケート調査等を実施する場合、**当事者の目線で、当事者に届く調査とならねばなりません。**北海道教育委員会は、自主夜間中学の学習者やスタッフの経験を活かしつつ、ニーズの把握を試みてきました。

調査票作成にあたって、北海道教育委員会と我々「北海道に夜間中学をつくる会」・「札幌遠友塾自主夜間中学」とが綿密な打ち合わせを積み重ね、調査内容（項目）・方法を吟味し、練り上げ、札幌市教育委員会の協力も得て実施しました。札幌市教育委員会も自主夜間中学や不登校経験者等への支援団体、市の国際部と連携して調査を実施しています。



また、国勢調査等のデータから、**未就学者数だけではなく要因も把握して、対策を考えていくことが大切です。**未就学者数に加え、市町村別・男女別・年齢層別に未就学率を集計してみると、男女格差が強かった時代の影響や戦後の町の成り立ちなど、未就学の諸要因が見えてくるのです。

（「夜間中学の設置・充実に向けて（手引き（第2次改訂版）」） P.29～31参照）

●市町村間の経費負担の工夫

教育機会確保法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。

未設置市区町村の生徒が設置市区町村の夜間中学に入学するときは、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、協議を重ねた上で経費を応分に負担する例もあります。

(この場合は、未設置市区町村において応分負担の予算を組むことが必要な場合があります。当初予算に組み込むか、補正予算で実績に基づいて予算化することが考えられます。なお都道府県立の場合は対象がより広域になる可能性があります。他県等からの入学は調整が必要です。)

◆茨城県常総市の場合



常総市立水海道中学校夜間学級へ令和3年5月1日現在、他市他県から16名の生徒が入学しています。

(栃木県真岡市、茨城県下妻市、かすみがうら市、土浦市、坂東市、龍ヶ崎市、猿島郡境町、稲敷郡阿見町)

常総市教育委員会より
常総市立水海道中学校視察説明資料(R2.12)

運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

$$\sum_{\text{当該市の在籍生徒}} \left[\frac{\text{運営費(=当該年度決算額)}}{\text{当該年度に在籍した全ての生徒の延べ在籍月数}} \times \text{当該生徒の在籍月数} + \text{施設使用料(10,000円)} \right]$$

※小数点以下の端数は切捨

(「夜間中学の設置・充実に向けて(手引き(第2次改訂版))」P.40~41参照)

◆ 夜間中学のWebページの充実を図ります

夜間中学で学びたい人向け、自治体向けの情報などが満載です。

- 夜間中学とは
- 予算・実態調査情報
- 法令情報
- 広報資料
 - ・フライヤー
 - ・ポスター
 - ・動画 など
- 全国の未就学者情報
- ニーズ調査に関する情報
- 全国の夜間中学一覧・情報



【自治体向け】



【学びたい人向け】



夜中を全国に！プロジェクト

やちゆう

文部科学省



◆ 多様なバックグラウンドの方に向けた資料も用意しています

【かんたんな日本語】



【英語】



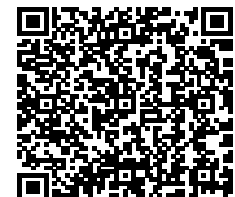
【韓国語】



【中国語】 繁体字版



簡体字版



※ 設置に関するご相談は、遠慮なく文部科学省担当までご連絡ください。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 教育制度改革室

03-5253-4111 (内線2007、3745) syokyo@mext.go.jp

令和4 (2022) 年6月